



2025年冬 「リフォーム工事 設計施工基準」改定のご案内



本日付で実施する、リフォーム工事設計施工基準の改定とその概要についてご案内します。

1. リフォーム工事設計施工基準の改定

リフォーム工事設計施工基準を以下のとおり改定します。施工に関するルールを変更するものではなく、**外壁等の部分的な工事の取扱いを明確にすることや、表現の平易化を目的**とするものです。

- ① 外壁の一部など、部分的な工事の場合は、**現状の仕様に合わせることで構わない**ことを、明確にしました
- ② 下屋の立ち上がりが250mm確保できない場合でも、ルーフィングメーカーが認める方法であれば、**250mm以下となっても構わない**ことを明確にしました。
- ③ 法改正に合わせて、「**バタ基礎 配筋表**」を廃止しました。
- ④ リフォーム事業者にとって馴染みやすく、読みやすいように現代語訳化しました。
- ⑤ 「住宅用太陽電池モジュール設置工事編」を廃止し、**太陽光パネルや架台の取付は製造メーカーの取付要領に従って行うことを明確**にしました。

> [改定後のリフォーム工事設計施工基準\(既存瑕疵バージョン\)](#)はここから確認できます。

> [改定後のリフォーム工事設計施工基準\(延長保証バージョン\)](#)はここから確認できます。

2. 補償期間を10年に伸長できる築浅住宅に対する外装工事の拡充

上記に加えて、**メンテナンス以外の外装工事も広く対象となるよう見直し**します。これにより、再塗装や防水材の再施工だけでなく、**太陽光パネルの設置やエアコンのスリーブの新設など幅広い外装工事を10年補償にできる**ようになります。

■ 拡充後の補償期間を10年に伸長できる外装工事

部位	現 行	⇒	改 定 後
屋根	屋根材の塗装、 防水紙の新設を伴わない屋根材の再施工		屋根材の塗装 防水紙の施工を伴わない屋根材の工事
バルコニー	防水材の再施工		防水材を新設する工事 トップコートの再施工
外壁	外壁材の塗装 防水紙の新設を伴わない外壁材の再施工		外壁材の塗装 防水紙の施工を伴わない外壁材の工事
外部シーリング	シーリング材の再施工 (打替え、増し打ちの別を問わない)		シーリング材の工事 (打替え、増し打ちを含む)



補償期間を伸長できるのは一般的なメンテナンスだけで、太陽光パネルの設置やエアコンの取付のためのスリーブの新設といった外装工事には、5年保証しか提供できない。



築浅住宅については、メンテナンスだけでなく幅広い外装工事に10年間の長期保証を提供できる。

本 件 に 関 す る 問 合 せ 先

受付センター

03-5408-8486

info@house-gmen.com

問合せフォーム

[こちらから問い合わせフォームにアクセスできます。](#)

